

会 員 各 位

平成 17 年 9 月 16 日
日本公認会計士協会
会長 藤 沼 亜 起

カネボウの粉飾決算について

1．カネボウ事件については、協会の綱紀委員会において精力的に審査に取り組んでいるところであるが、監査人である会員の当該事件への関与の全貌を把握する段階には至っていない。

私は、報道機関の取材等に対応する中で、公認会計士に対する社会の厳しい目を強く感じている。監査に従事している会員は、カネボウ事件を単に一監査法人及び担当会計士の問題としてとらえるのではなく、昨年の IT 関連企業の粉飾事件、西武鉄道の有価証券報告書の虚偽記載問題等一連の流れの中で、証券市場の信頼性の確保という観点から公認会計士監査制度そのものの信頼性に関わる事件であると認識しなければならないと考えている。

2．昨年 4 月に施行された改正公認会計士法第 1 条において、「公認会計士の使命」が明記された。ディスクロージャー制度は、投資家等に対して投資判断に有用な会社情報を提供することにより証券市場の信頼性を確保することを目的とするが、その中で、公認会計士は、企業財務情報の適正性を担保する重要な職責を担っている。このように極めて公共性の高い社会的使命が課されているからこそ、監査が公認会計士の独占業務として規定されている。会員は、市場の番人として、公認会計士に独占的権限が付与されている理由を再認識し、厳格な監査が社会から期待されていることを自覚していただきたい。

3．カネボウ事件等一連の不祥事について、被監査会社との関係で監査人の独立性が確保されていたのかどうか、社会の目には厳しいものがある。監査人が使命を果たすべき真の相手方は投資家等を含む広範な利害関係者であって、被監査会社ではない。監査人の独立性に疑義が生じるようでは、監査の信頼性は確保されない。監査を担当する会員におかれては、被監査会社との関係において、「独立監査人」としての立場を再確認し、外観上の問題はいうまでもなく、精神的独立性についても厳しく自問していただきたい。

4．協会は、監査の信頼性を確保するために、次の対応をとっていることを表明する。

監査事務所における監査の品質の維持向上を図るために行っている品質管理レビュー制度において、品質管理レビューアーを 10 名から 20 名に増員するとともに、IT 専門家をレビューアーに登用する等その制度の充実強化に取り組んでいる。

綱紀事案の処理体制の透明性、公正性及び迅速性を確保するために、会員のほか法律専門家や学識経験者を構成員とする綱紀審査会を今秋から立ち上げる。

監査実務の充実を図るために、実施すべき監査手続を見直し、必要十分な監査時間数の確保及び投入時間の適正配分について、会員の指導監督に努める。

公認会計士や企業関係者から電話や電子メールで監査に関する情報提供を受けるホットラインを創設する。

5．最後に、我が国の監査を取り巻く情勢は、私が国際会計士連盟の会長時代に直面した米国のエンロン事件当時を思い起こさせる。エンロン事件は、一会計事務所の問題ではなく、公認会計士全体の問題として、米国民から監査に対し厳しい批判が寄せられ、最終的には、公認会計士に厳しい公開会社会計改革法が制定された。監査に従事している会員は、米国の事例を対岸の火事とはせず、カネボウ事件を個別事務所の問題としてとらえるのではなく、会員全体の問題であるという認識の下に、協会とともに一体となって、監査の信頼性確保に取り組まれることを強く要望する。

また、監査に従事されていない会員におかれても、カネボウ事件を会員全体の問題として受け止め、今後の協会の取り組みへの協力をお願いしたい。

以 上

なお、東京証券取引所と日本公認会計士協会は、西武鉄道の有価証券報告書の虚偽記載問題等を契機に、昨年 11 月、証券市場の信頼性を確保するため共同プロジェクトを立ち上げ諸施策の検討を行ってきたところであり、今回、同取引所の鶴島代表取締役社長から、適切な監査の確保についての要請を受けたので、添付いたします。

東証上管第 1146 号
平成 17 年 9 月 16 日

日本公認会計士協会
会長 藤沼 亜起 殿

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 鶴島 琢夫

適切な監査の確保について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

貴協会におかれましては、上場会社の監査に係る自主規制機関として証券市場の健全な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、虚偽記載に関与していた容疑で、上場会社の監査を担当していた公認会計士が逮捕されるに至り、有価証券報告書の適正性に対する投資者の信頼が大きく揺らぐ状況が生じてきております。当取引所といたしましては、有価証券市場の開設者としてこの事態を大変重く受け止めているところであり、貴協会におかれましては有価証券報告書の適正性の確保に向け、下記のとおり、監査法人及び公認会計士の方々に周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

御高承のとおり、上場会社の基本的かつ重要な事項が記載される有価証券報告書は、投資判断の拠り所であり、そこで適正な情報開示がなされることは、投資者の証券市場に対する信頼の根幹を成すものであります。

しかしながら、上述のとおり、有価証券報告書の適正性に対する投資者の信頼が大きく揺らぐ状況が生じてきております。

監査法人及び公認会計士の方々ににおかれましては、日ごろから適切な監査業務を通じて有価証券報告書の適正性の確保に取り組まれていることと存じますが、現下の情勢に鑑み、監査の品質管理の状況について今一度御検証いただき、有価証券報告書の適正性の確保に向けて、万全を期していただきますようお願い申し上げます。

私どもといたしましては、我が国資本市場の機能強化におけるディスクロージャーの重要性に鑑み、上場会社に対して適時・適切な情報開示の徹底を求めるとともに（平成 16 年 10 月 29 日付「投資者に対する会社情報の適切な開示に関するお願い」）、宣誓書及び確認書の制度を導入してまいりました。監査法人及び公認会計士の方々ににおかれましても、安心して市場に参加できる環境を作る上での投資者の強い期待に応え、有価証券報告書の適正性の確保を通じた証券市場の信頼性の向上に、引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。

以 上